平成29年

第1回市議会定例会 議案第49号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

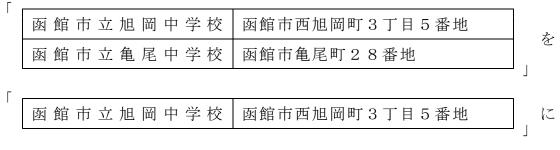
平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例(昭和39年函館市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2中



改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

函館市立戸倉中学校と函館市立亀尾中学校とを統合し,函館市立戸倉 中学校を設置するため